

4月号 広報みぶ



町の花 ゆうがお

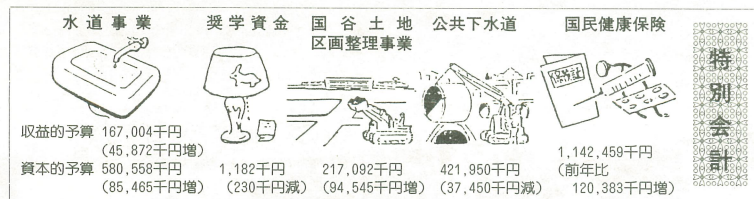
発行 栃木県壬生町 昭和55年 4月15日



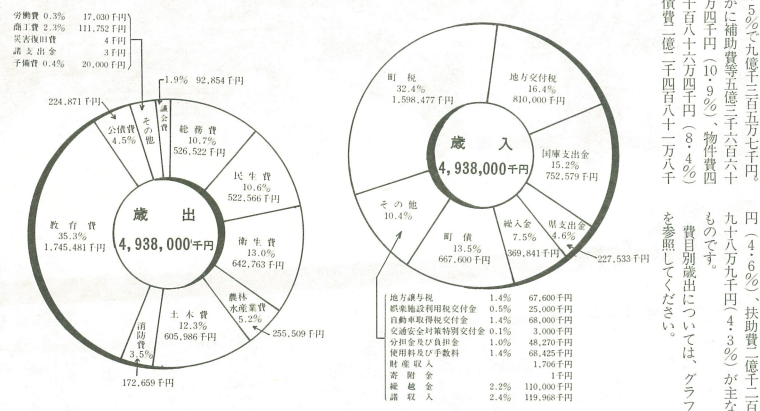
交通事故をなくそう

新学期を迎え、新入学（園）児など子供の交通事故をなくそうと4月6日から15日までの10日間、春の交通安全運動が行われました。

この期間中、町内の4小学校では児童による鼓笛隊パレードを行い、交通事故防止を呼びかけました。（写真は稲葉小学校児童のパレードのようすです。）



グラフで見る歳入歳出構成比



18・5%で九億二千三百五十七万円
ほかに補助費等五億三千六百六十
四万四千円（10・9%）、物件費四
億千八百八十六万四千円（8・4%）
公債費一億二千四百八十二万八千

円(4.6%)、扶助費一億千二百九十八万九千円(4.3%)が主なものです。

費目別歳出については、グラフを参照してください。

・国谷土地地区面整理事業特別会計繰 出金	63,400		めるための予算で、衛生費、土 木費、消防費などがこれに当た ります。		・水田利用再編対策特別事業	10,000
・公共下水道事業特別会計繰出金	90,000				・転作促進対策特別事業	15,000
・広域消防組合負担金	130,000		千円 ・塵芥処理費	15,354	・高度麦作集団育成対策事業	3,000
・消火栓・防火貯水槽設置工事	6,300		・清掃センター建設用地、工事	461,869	・果樹農道及び団体営農整備事業	63,108
・消防ポンプ車購入	5,700		・し尿処理費	35,119	・農林業同和対策事業	8,625
			・伝染病隔離舎改築負担金	5,032	・農漁道路事業	7,100
			・砂利道補修原材料	7,000	・基幹農道整備事業	15,950
(そ の 他)			・舗装補修原材料	3,469	・団体営場整備事業	15,000
			・舗装用材料、舗装工事	104,109	・農協施設補助	10,000
・交通安全施設工事費	7,158	千円	・道路改良工事	122,040	・商工会運営及び事業補助	6,650
・第35回国民体育大会開催関係費	29,506		・道路改良に伴う用地取得費等	111,501	・商工会館建設補助	15,000
・納税組合及び町税等還付金・税金 納期前納付報償金	19,812		・同和対策住宅新築・改修・宅地取 得資金貸付金	33,200	・中小工商業者融資	72,000
・町債償還元利金	224,871		・住宅建設資金貸付金	20,000		

生活環境

「くらしよい環境づくり」を進

5月 は “健康と体力づくりを進める強調月間”（栃の葉国体県民運動強調月間テーマ）

55年度予算

統合中学校建設など

一般会計は49億3800万円

特別会計は25億3,024万円

一般会計の

あらまし

昭和55年度の予算規模は、四十億二千八百万円で、前年度対比25・4%の伸びとなりました。

国の55年度予算および財政投融資計画は、国民生活の安定と着実な経済発展の基盤を強化し、財政の対応力の回復をはかるため公債の発行をおさえ、財政再建の第一歩を踏み出すとともに、経済の着実な発展に配慮しています。

歲出

一人当り
14万3千円
生活環境の整備や社会福祉、教育、産業など暮らしを豊かにするために四十九億三千八百万円が投じられます。住民一人当たりになると十四万三千三百九円になります。

町税は全
体の32%
を占める。市
民税は、歳入予

算と住民税の向上により、今後の現勢が
長期的な分野にわたる諸施策を推進
に努めしむることを概ねまとめた。

歳入は、国庫補助金を積極的に導入し
て、町財政等の財源の確保に努めると
ともに、基本の取りずみとして、地
主と地方官との借り入れによる「財産
」を確保した。歳出については、一
般行政費を削減し、合理化を行い、
投資的経路の充実をはかり、財源
の重点的な配分と節減ある財政運営
を基本とした。

**歳
入**

私達住民の財布

歲入

町税は全
体の32%
私達住民の財
や資産に関係の深
い町税は、歳入予

重点事業は、避難事業と、村に学校建設、増大するこの管理に付応する消防センター建設、地域環境整備のための町道整備、舗装。今年行われる第35回国体大会の開閉式練習場、農産物加工施設、福枝村、農業関係、農水利用整備、福祉施設、農業者生活向上の施策を、ふるさと保存老人福祉会、おびぎ身体障害者、老人口福社の充実。

また、歳出予算の使途を性質別別にしますと、普通建設事業費は予算に占める割合が46.7%で、十二億三千三百三十一万五千円になり、次に職員、各支所員等の非常勤扱い、および職に就いてる報酬、給与、手当の総額は、

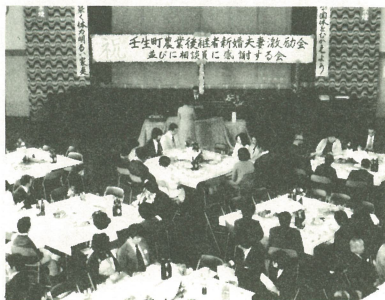
50,685			
・第3保育所増改築、付帯工事	45,000		
・予防接種諸費	22,415	〃生きがいのある住民福祉の充	
・妊産婦医療費扶助	2,934	実〃をはかるための予算で、民	
・乳児医療費扶助	3,384	生費、衛生費などがこれに当た	
・国保特別会計繰出金	20,000	ります。	
			千円
		・社会福祉協議会補助	12,000
		・重度心身障害者医療扶助	13,076
		・老人医療費等扶助	106,463
		・敬老会記念品	2,546
		・老人クラブ育成及び事業等補助	
			6,706
		・敬老金	10,180
		・児童手当	56,586
		・分娩介助委託料	2,618
		・寡婦家庭医療費扶助	5,958
		・民間保育所委託料、運営補助	

5月は“善意高揚の月”です（町のテーマ）

新婚農業後継者を励まし

仲人さんに感謝

54年度中に35組誕生



町結婚相談所（高山室所長）は3月28日、農業後継者の新婚夫妻を祝福し、縁結にお力添えをいただいた相対さんに感謝する『農業後継者 新婚夫妻激励会』に相対さんに感謝する会を開きました。

この日は、54年度中に誕生した三十五組の新婚さんと相談員（媒酌人）や農業委員、町議会議員、農業関係者など百五十人を中央公民館に招いて、高山所長から相談員代表の亀田愛子さん（北小林）に感謝状と金一封、新郎新婦の代表参寄成さん（26歳）和子（25歳）さん夫にスプレーやフロックなど一式の記念品を贈りました。また、佐藤正幸町長からは励ましの言葉と、寿の自筆の色紙が贈られました。

連帯感あふれる近隣社会づくりの核 睦地区コミュニティセンターが完成



地域住民の皆さんが協力し、お互いに尊重し合い、連帯感あふれる近隣社会づくりをめざして進められていた「睦地区コミュニティセンター」の建築工事が、地域住民待望のうちに、3月完成しました。

施設の概要は、敷地面積約11㎡、建築面積147.36㎡の部外二階建て、一階は十二帖半の日本間二部屋と調理室、コヒ室、ロビーがあり、二階は115.83㎡の大会議室とロビー、また、冷暖房、上下水道、放送設備など完備した近代的なセンターです。総工費は三千八十一万円。所在地は、幸町

こんなことも省エネルギー



アイロン
スチームアイロンはお湯があれば利用してください。一度沸いた水はカルキ分が少なくなると、目づまり防止にもなり寿命も伸びます。

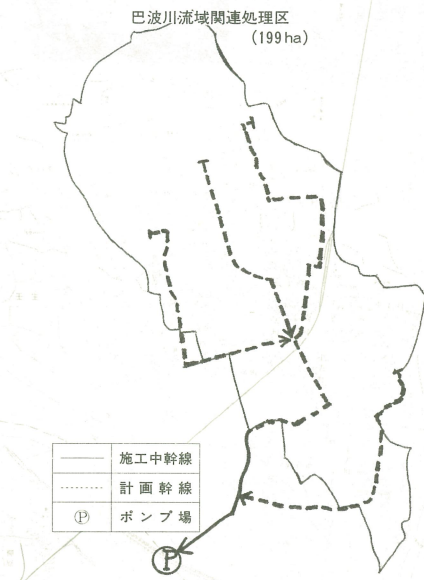
農業の担い手として誕生しました。この結婚相談所は、五十アール以上の耕作している農家の後継者（男女）を対象に、結婚のあっせん相談を行っています。

いよ 下水管工事はいま

巴波川流域関連公共下水道事業

生活環境を快適に、健康な都市づくりを進めるうえで、下水道は欠かせない重要な施設の一つとなっています。今日は、生活活動の拡大、都市化の進展にもともなう水質汚濁を防止するために、その役割はますます重要な都市施設となっており、国の最重要事業として取り上げられている町では都市計画にもつく下水道

巴波川流域関連公共下水道計画



流域下水道とその事業内容

私たちが住んでいる市街地から発生する都市排水、主に一般



本管布設工事が進む愛宕前

家庭からの生活汚水を行政区域にとわねずに広域的に、また効率的に集めて浄化したのち、河川に放流する下水道。これが流域下水道です。

栃木市をはじめ関係町村は公共

◎受益者負担金制度◎
下水道を完備しますと、処理区域内には有形、無形の利益を得ることができま。たとえば、家庭の雑排水や尿、また工場等から排出される汚水の衛生処理が可能になり、健康で明るい都市生活が約束され、不快な水まわりがなくなるなど、水洗便所化することができま。環境衛生が向上し、文化都市に一つ前進するといことになりま。この事業費の仕組みをまます、枝管整備の単独事業を除き事業総額の約二割が国からの補助金、残りが起債と一般財源で構成されますが、下水道の恩恵に浴することのできる市民は、市街化区域という一限られた地域の方です。したがって、負担

下水道事業として市街地内の下水道の整備を行い、果ては幹線となる下水管と、その汚水をきれいにする浄化センターの建設を行います。このように、県と市町村が一体となって整備を進めます。

この事業は、昭和53年2月事業許可を得て54年度から着手（国面参照）しました。工事が市街地に入りまると交通問題や振動などで迷惑、不便をお掛けしますが、事業の本質を十分ご理解いただき協力ください。

なお、詳しいことや「質問」意見等は役場下水道課（内線5）または、栃木県中央地圏開発事業団（0286-2195）工事係にお問い合わせください。

の公平という原則から公共下水道の排水区域内の土地所有者や権利者等の受益者に、特定受益者限度内で事業費の一部を負担していただく、という考え方からの下水道受益者負担金制度というものがあわけです。

現在、負担金制度の条例について、栃木市をはじめ都賀町、西方村等と協議検討中ですが、重要な施設整備のため、是非とも関係地地住民の深いご理解とご協力をお願いま。

なお、負担金の賦課対象地域や対象者、負担金額の問題、納付の方法等詳細については広報紙や町内説明会などでお知らせします。また、「下水道の施設（役所）」について来月号に掲載します。



